社会福祉法人 南越前町社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南越前町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第25 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役 員)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

- 第3条 役員には勤務実態に応じた報酬を、次のとおり支給する。
- (1) 理事たる会長・・・年報酬

360,000円以内

- (2) その他の理事・・・支給しない
- (3) 監事・・・監査報酬 1回あたり 10,800円

(費用弁償の支給)

- 第4条 役員が、理事会等に出席したときは、費用弁償として次のとおり日当を支給する。
- (1) 理事たる会長・・・支給しない
- (2) その他の理事・・・日当の額

2,000円

(3) 監事・・・日当の額

2,000円

2 役員が、会長の命により出張する場合には、第3条及び前項に規定する報酬・日当のほか、 本会旅費規程を準用し、その費用を弁償する。ただし、本会以外から費用弁償を受ける場合に は、それを支弁しないものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 会長報酬の支給時期は、9月及び3月の職員給与支給日に2分の1額ずつを支給する。
 - 2 監事報酬及び日当は、その都度支給する。
 - 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座 に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月22日より施行し、平成29年4月1日から適用する。